

マレーシア国

1968年雇用（規制）法（第353号法令）

および

1969年施行規則

(1997年3月31日時点)

International Law Book Services

1968 年雇用（規制）法
（第 353 号法令）
および
1969 年施行規則

（1997 年 3 月 31 日現在）

法務調査委員会編

International Law Book Services
Lot. 4.1, 4th Floor, WISMA SHEN,
149, Jalan Masjid India,
50100 Kuala Lumpur.
Tel: 03-2939862/2939864/2931661/2933661
Fax: 03-2928035

1997 年

1968 年雇用（規制）法 （第 353 号法令）

各節の配置

第 I 部

前置き

節

1. 略称と適用
2. 解釈
3. 執行官

第 II 部

外国籍の者に対する雇用規制

4. 第 II 部の適用
5. 外国籍の者の雇用に関する規制
6. 雇用許可証の申請と雇用許可証の更新
7. 雇用許可証の発行と更新
8. 外国籍の者の新規雇用についての詳細
9. 本法令施行以前に雇用された、または事業に従事した外国籍の者
10. 外国籍の者の解雇
11. 雇用許可証の有効性
12. 真実の申請を行う責任

第 III 部

登録

13. 外国籍の者の登録

訳注

ここで言う「外国籍」のものとは英文版では non-citizen と表記され、マレーシア国籍を持たないものを指す。

第Ⅳ部 一般事項

- 14. 立ち入り権と書類提出要請
- 15. 雇用許可証の紛失
- 16. 誤った情報
- 17. 雇用許可証の保管と放棄
- 18. 罰則
- 19. 第10節に違反した場合の影響
- 20. 免除
- 21. 規制
別表

1968年雇用（規制）法*
（第353号法令）

外国籍の者がマレーシアの特定の事業活動に雇用される場合の規制、ならびにかかる者の登録とそれに関連する事柄について規定する法令。

[1969年7月1日]

本法令は、召集された国会において、上院（Dewan Negara）および下院（Dewan Rakyat）の助言と同意により、国王（Duli Yang Maha Mulia Seri Paduka Baginda Yang di-Pertuan Agong）の権限により同人により以下のごとく制定されることとする。

第I部
前置き

1. 略称と応用

- (1)本法令は、1968年雇用（規制）法と称する。
- (2)本法令は、マレーシア全土で施行される。

2. 解釈

本法令においては、文脈により他の解釈が求められない限りにおいて、下記の定義が用いられることとする。

「指定日（“appointed date”）」とは、本法令の実施日を意味する。

「授権者（“authorized person”）」とは、本法令の趣旨のために高等弁務官から委任された者を意味する。

「事業（“business”）」には、あらゆる形態の取引、商業、職人技能、商売、職業、または利益のために営まれるその他の活動が含まれる。

「高等弁務官（“Commissioner”）」とは、第3(1)節により指名される雇用担当高等弁務官を意味する。

「雇用主（“employer”）」とは、他の誰かを従業員として雇い入れる雇用契約を締結した者を意味し、代理人、経営者、または最初に述べた者の代理人を含む。また、「雇い入れる（“employ”）」という単語およびそれが文法的に変化したものや同語族であるものは、それに従って解釈されなければならない。

「雇用許可証（“employment permit”）」とは、第7節により発行される雇用許可証を意味する。

「大臣（“Minister”）」とは、労働問題の責任者である大臣を意味する。

3. 執行官

- (1) 本法令の管理を十分行うため、国王（Yang di-Pertuan Agong）は、雇用担当高等弁務官、雇用担当副高等弁務官、そして必要とみなされる人数の雇用担当高等弁務官補佐を任命することとする。
- (2) 大臣は、本法令の目的において必要または適当であると自らが考える数の雇用担当職員を任命することができる。
- (3) 第(2)項により任命された雇用担当職員は、高等弁務官の指導と監督のもとに置かれることとする。

第Ⅱ部

外国籍の者に対する雇用規制

4. 第Ⅱ部の適用

- (1) 第Ⅱ部は、別表に定める者の階級、雇用の種類、または事業に対してのみ適用されるものとする。
- (2) 国王は、自らの命令によって別表の修正または追加を行うことができる。

5. 外国籍の者の雇用に関する規制

- (1) (a) 別表にて言及されている外国籍の者たちは、有効な雇用許可証がその者に対して発行されていないかぎり、マレーシアのいかなる事業によっても雇用されてはならず、マレーシアのいかなる事業からの雇用も受け入れてはならない。
(b) いかなる者も、有効な雇用許可証が発行されていないかぎり、別表にて言及されている外国籍の者たちをマレーシアにおいて雇用してはならない。
- (2) 第(1)項は、その他の文書化された法律または同意された契約のいかなる条件または条項にかかわらずその効力を持つこととする。
- (3) 本節の目的において、雇用の現場において通常は従業員によって行われている行為を行っている者は、その雇用の現場の雇用主によって労働契約により雇用されているとみなされる。

6. 雇用許可証の申請と雇用許可証の更新

- (1) 別表にて言及されている外国籍の者は、各自ともかかる別表に述べられる雇用または事業のいずれかを開始する前に雇用許可証を高等弁務官に申請しなければならない。また、当該申請は定められた書式に従った定められた事項を含むものでなければならない。
- (2) 雇用許可証は、その有効期限が切れた時点で更新することができる。

- (3) 雇用許可証の更新を望む者は、定められた書式により、高等弁務官または授権者に対して申請を行う。

7. 雇用許可証の発行と更新

- (1) 雇用許可証の申請または第6節による雇用許可証更新の申請を受理した時点で、高等弁務官または授権者は、自らの判断により、定められた書式による雇用許可証の発行および当該雇用許可証の更新を行うことができる他、それに自らが適切と考える条件、条項、規制を加えることができる。
- (2) 高等弁務官は、雇用許可証の条件、条項、規制の変更または追加を随時行うことができる。
- (3) 高等弁務官は、自らの判断により、いかなる理由も述べることなく雇用許可証の発行または更新を拒否したり、雇用許可証の取り消しまたは停止を随時行うことができる。
- (4) 第(1)項、第(2)項、第(3)項による高等弁務官の決定に対して不服を申し立てることを望む者は、かかる決定が下された日から21日以内に大臣に再審理の申し立てを行うことができるが、大臣の決定は最終的なものであり、いかなる裁判所による再審理や再審査も受けることはできない。

8. 外国籍の者の新規雇用についての詳細

雇用主は、別表にて言及されている外国籍の者を雇用する前に、定められた書式によりかかる雇用およびかかる者についての詳細を高等弁務官に提出しなければならない。

9. 本法令施行以前に雇用された、または事業に従事した外国籍の者

- (1) 別表にて言及されている外国籍の者で、指定された日に当該別表に記載されている事業のいずれかの種類の職種の被雇用者は、各自とも指定された日から30日以内もしくは大臣によって指定されるそれ以降の日までに高等弁務官に対して雇用許可証の申請を行わなければならない。当該申請は定められた書式に従った定められた事項を含むものでなければならない。
- (2) 指定された日に、当該別表に記載されているいずれかの種類の職種または事業の被雇用者の雇用主は、各自とも指定された日から30日以内もしくは大臣によって指定されるそれ以降の日までに高等弁務官に対して自らが雇用する外国籍の者の詳細ならびにかかる雇用についての詳細を定められた書式に従って提出しなければならない。

10. 外国籍の者の解雇

- (1) いかなる成文法、ならびにいかなる契約または合意の条件または条項があろうとも、当該別表に記載されているいずれかの職種または事業における被雇用者の雇用主は、高等弁務官から書面により下記の通知を受けてから30日以内にかかる従業員を解雇しなけ

ればならない。

(a)指定された日に彼が雇用している者である従業員に関して雇用許可証が拒否された場合、または

(b)当該従業員に関して発行された雇用許可証が、第7(3)節により取り消し、停止、または更新拒否となった場合

(2)第(1)項に言及されている雇用主が、第(1)項に従って、またはその他何らかの理由により当該従業員を解雇したり、または当該従業員を雇用することを停止した者は、かかる解雇または停止から14日以内に高等弁務官に対して通知を行わなければならない。

(3)第(1)項に従った従業員の解雇について以下のことが行われてはならない。

(a)影響を受けた者を代表する労働組合による交渉

(b)成文法の有無にかかわらず、労働争議、調停手続き、またはその他何らかの救済措置の対象とすること

11. 雇用許可証の有効性

(1)第7(2)節および第(3)節に従い、本部の規定により発行された雇用許可証は、特に他の規定がない限り、その中に明記された雇用と雇用主に関してのみ有効である。

(2)雇用許可証は2年以内の有効期限を持つが、それ以前に取り消されたり停止された場合はその限りではない。

12. 真実の申請を行う責任

第6節の規定により雇用申請の内容について真実を提供する責任は、申請を行う者に課される。

第Ⅲ部

登録

13. 外国籍の者の登録

(1)本法令により授与されるすべての例外を前提とし、第(2)項の通知にて特定されている階級またはいずれかの種類の職種または事業に属する外国籍の者は、すべて本節に従って登録されなければならない。

(2)国王は、官報の通知により、第(1)項が適用される外国籍の者の階級あるいは雇用または事業の種類を特定することができる。

(3)第(1)項および第(2)項に従い、外国籍の者は、すべて定められた書式による登録を高等弁務官に対して申請しなければならない。

(4)高等弁務官は、本部により登録された登録簿を記録し、これを維持しなければならない。

- (5)第4項によって高等弁務官が記録および維持する登録簿は、定められた書式によるものでなければならない。

第IV部 一般事項

14. 立ち入り権と書類提出要請

- (1)雇用担当職員は、居住だけを目的として使用されている敷地を除くすべての敷地において、本法令に違反する行為が行われていた、または行われているという信じるに足る理由があれば令状を持たずにかかる敷地に立ち入ることができる。
- (2)雇用担当職員には以下の行為が認められている。
- (a)本法令の実施に関連する文書または情報を保有すると雇用担当職員が信じるに足る者に対し、かかる文書の提出またはかかる情報の提供を求めること。
 - (b)本法令の実施に関連があるという意見を雇用担当職員が持つ文書または情報を保有していると雇用担当職員が考える者に対し、かかる文書または情報に関して質問を行ったり、書面による通知によってかかる通知に記載される場所と時間に出頭を求めること。

15. 雇用許可証の紛失

- (1)雇用許可証を紛失、破損、磨損した場合、雇用許可証の発行を受けた者はそのことを高等弁務官またはその他の授権者に直ちに報告し、代替りの雇用許可証を申請しなければならない。
- (2)高等弁務官またはその他の授権者は、紛失、破損、磨損した雇用許可証の代替りとなる雇用許可証を発行することができる。
- (3)前述の者が自らの雇用許可証の紛失を報告した後に、かかる雇用許可証を発見した場合、その者はかかる発見を高等弁務官またはその他の授権者に直ちに報告しなければならない。
- (4)前述の者が第2項により代替りの雇用許可証の発行を受けた後に自らの雇用許可証を回復した場合、その者はそのようにして発見された雇用許可証を高等弁務官またはその他の授権者に直ちに返却して無効にしなければならない。
- (5)自分の雇用許可証以外の雇用許可証を発見したり、保有することとなった者は、それを高等弁務官またはその他の授権者、あるいは最寄りの警察署か郵便局に直ちに届けなければならない。

16. 誤った情報

本法令の規定またはそれに従って設けられたその他の規則により、高等弁務官、雇用担当職員、または本法令の規定に基づく授権者に対して陳述を行うか、情報を提供する者は、本質的な事項が誤りであることを本人が知っている、または誤りであることを知っていると考えるに足る理由がある場合、あるいは本質的な事項であることを本人が知っている、またはそうであることを知っていると考えるに足る理由がある事項を割愛した場合、最高1,000リングットの罰金、または最高1年の禁固刑、もしくはその両方の罰則が科せられる。

17. 雇用許可証の保管と放棄

- (1) 人に関して発行された雇用許可証を譲渡することはできず、その有効期間中は本人が保管しなければならない。
- (2) 雇用許可証が取り消されたり失効した場合、雇用許可証の発行を受けた当人は高等弁務官またはその他の授権者に直ちに雇用許可証を引き渡さなければならない。

18. 罰則

- (1) 第5節または第13節を遵守していない者は、法律に違反しており、最高5,000リングットの罰金、または最高1年の禁固刑、もしくはその両方の罰則が科される。
- (2) 雇用許可証の偽造、改変、変更を行った者は、法律に違反しており、最高1,000リングットの罰金、または最高6ヶ月の禁固刑、もしくはその両方の罰則が科せられる。
- (3) すべての割愛や遵守不履行、ならびに本法令またはそれに基づいて定められるすべての規制に反して行われるまたは試みられるすべての行為、ならびに本法令のもと発行された雇用許可証の条件または規制に対する違反は、いずれも本法令に対する違反であり、その違反者には最高1,000リングットの罰金、または最高6ヶ月の禁固刑、もしくはその両方の罰則が科せられるほか、違反が続いた場合は1日あたり最高100リングットの罰金がさらに科せられる。

但し、自らが保有する文書または情報の提出期限から48時間以内にそれを提出または提供した場合、いかなる者も第14(2)(a)節を遵守しなかったということを唯一の理由に本節による有罪宣告を受けることはない。

19. 第10節に違反した場合の影響

雇用に関して外国籍の者が第10節に違反した場合、かかる者はかかる違反を唯一の理由として違法な雇用契約のもとで雇用されているとみなされてはならない。

20. 免除

- (1) 本法令は以下には適用されない。
 - (a) マレーシアに駐留する駐留軍を規制する暫定的に効力を有する法律の趣旨に含まれる駐留軍の一員

- (b)マレーシアへの外交官または領事として正式に派遣されている者
- (c)1957年外交官・領事特権条例の別表1の第Ⅱ部および第Ⅲ部にて言及されている免責と特権がかかる条例によって授けられている者
- (d)段落(a)、(b)、(c)に言及されている者の個人的な使用人または従業員で、駐留軍の母国または段落(b)または(c)にて言及されている者がマレーシアにおいて代表している国からかかる雇用のために採用された者
- (e)1957年外交官・領事特権条例の第4節により国王が宣言した国際機関の職員
- (f)マレーシア政府の保証によってマレーシアに滞在している者

(2)国王の命令により、本法令のいずれかまたはすべての規定から対象者または対象となっている階級を免除することができる。

21. 規制

大臣は本法令の実施全般について規則を設けることができ、かかる規制により以下の事を行うことができる。

- (a)本法令の目的のために必要とされる料金や代金についての設定
- (b)保管、使用、発行を行う登録、申請、許可のための書式、またはその他の書式についての設定
- (c)紛失または棄損された雇用許可証の代わりとなる雇用許可証の手続きについての規定
- (d)雇用許可証の申請を行う方法とその場所についての規定
- (e)雇用許可証の申請の目的で提供される情報と文書についての規定
- (f)雇用許可証の検査と作成についての規定
- (g)雇用許可証を申請する者の写真撮影とその記録についての規定
- (h)登録および雇用許可証の修正と変更についての規定
- (i)定められた書式によって第Ⅱ部の規定が適用された外国籍の者の雇用に関する者から回答の提出の要請
- (j)かかる規制に違反して行為または割愛を行うことが違法であることの規定
- (k)本法令に効力を持たせるための全般的な規定

別表

(第4節)

人の階級ならびに雇用の種類

外国籍の者で、連邦政府ならびにすべての地方官庁および法定機関を含む事業、産業、または企業に雇用されるすべての者

1968 年雇用（規制）法（第 353 号法令）および 1969 年規制

改正一覧表

改正法	略称	施行日
P.U.(A) 67/72	雇用（規制）別表 （命令）1972	24-2-1972
法令 A117	雇用（規制）	4-4-1972

これにより無効となる法律の一覧

番号	タイトル
3 of 1968	1968 年雇用（規制）法

1969 年雇用（規制）（雇用許可証）施行規則

[P.U.(A) 220A/1969]

1969 年雇用（規制）（雇用許可証）施行規則 [P.U.(A) 220A/1969]

1968 年雇用（規制）法第 21 節により授与された権限を行使し、大臣はここに以下の規制を定める。

1. 引用と開始

これらの規制は、1969 年雇用（規制）（雇用許可証）施行規則として引用することができ、1969 年 7 月 1 日に施行される。

2. 雇用許可証の申請

- (1) 法令の第 6(1)節または第 9(1)節により雇用許可証の申請を行うことが求められている外国籍の者で、雇用許可証の申請を行う者は、正副 2 通により本書別表にある ASK1 書式にて高等弁務官に申請を行い、申請書は、申請者の真の外観を表すパスポートサイズの台紙に貼っていない写真 3 枚とともに提出されなければならない。
- (2) 申請を行う者は、要請に応じて 1959 年国家登録法により本人に発行された身分証明書、もしくはサバまたはシンガポールの国家登録に関連する成文法により本人に発行された身分証明書を提示しなければならない。

3. 雇用許可証の発行

高等弁務官または授権者は、自らの裁量により規制 2 の(1)段落によって申請を行う者に対し、本書別表の書式 2 による本人の写真を含む雇用許可証を発行することができる。

4. 雇用許可証の更新

- (1) 雇用許可証の更新を希望する者は、本書別表にある ASK1 書式にて高等弁務官に申請を行わなければならない。
- (2) 雇用許可証の更新の申請を受領した時点で、高等弁務官または授権者は、自らの裁量により本書別表にある ASK2 書式に従い、「更新」と裏書きされた雇用許可証を発行することができる。

5. 登録簿

- (1) 規制 3 により発行され、雇用許可証の所持者の写真を含む雇用許可証に関する申請書をもって登録簿とする。
- (2) 登録簿は、中央登録所に保管し、一般による閲覧の対象としてはならない。
- (3) 高等弁務官の代理として高等弁務官により正式に任命された公務員ならびに適切な刑事

手続法により警察捜査を行う警察官は、登録簿を閲覧し、その抄本を作ることができる。

6. 雇用許可証の提出と検査

高等弁務官または授権者は、自らが適切と場所と時間に検査のため雇用許可証の提示を雇用許可証の保持者に求めることができる。

7. 氏名、住所、詳細の変更

- (1)雇用許可証の保有者で、氏名または住所を変更した者は、変更から 14 日以内にその事実を報告し、自らの雇用許可証を高等弁務官に提出しなければならない、高等弁務官はかかる変更を雇用許可証と登録簿に記させることとする。
- (2)正しくない事項が自らの雇用許可証に記載されていることを知り得た雇用許可証の保有者は、その事実を直ちに高等弁務官に報告し、自らの雇用許可証を提出しなければならない、高等弁務官はこれが満たされた時点でしかるべき変更を雇用許可証と登録簿に記させることとする。
- (3)自らの雇用許可証により勤務先を変更することが許されている雇用許可証の保有者は、勤務先を変更してから 14 日以内に、書面により、または本人が直接赴いて高等弁務官または授権者にその事実を報告しなければならない。

8. 紛失の報告

本法令第 15(1)節により行われる雇用許可証の紛失、破損、磨損に関する報告は、本書別表にある ASK3 書式にて行われなければならない。

9. 代わりとなる雇用許可証

代わりとなる雇用許可証は、本書別表にある ASK2 書式に従い「更新」と裏書きされて行われなければならない。

10. 保有者死亡時における雇用許可証の返却

雇用許可証の保有者が死亡した場合、雇用許可証を保有することとなった者は、かかる死亡から 30 日以内に雇用許可証を高等弁務官または授権者に届けなければならない。

11. マレーシアを出国する際の雇用許可証の引き渡し

マレーシアを永久的に出国するつもり雇用許可証保有者は、出国予定日から 7 日以内に自らの雇用許可証を高等弁務官または授権者に引き渡さなければならない。

12. 雇用主による提出

- (1)本法令第 9 節(2)項により、自らが雇用する外国籍の者の詳細ならびにかかる雇用の詳

細の提出を義務づけられている雇用主は、かかる詳細を本書別表にある ASK4 書式にて提出しなければならない。

- (2) 外国籍の者を雇用する雇用主は、報告書を高等弁務官によって定められる期間ごとに本書別表にある ASK4 書式にて提出しなければならない。
- (3) 雇用主は、本法令別表にて言及されている外国籍の者を雇用する前に、詳細を本書別表にある ASK5 にて高等弁務官に提出しなければならない。

13. 外国籍の者の解雇

本法令第 10(2)節により、について高等弁務官へ通知することを義務づけられている雇用主は、本書別表にある ASK6 書式にてこの事実を通知しなければならない。

14. 料金

雇用許可証の発行、雇用許可証の更新、雇用許可証の再発行に対し、\$10.00 の料金が課せられ、その支払いは高等弁務官が指示する方法により行われることとする。

但し、有効期限が 2 年未満の雇用許可証については、高等弁務官の裁量によりその料金を免除することができる。

15. 記録の証拠

本法令、あるいは高等弁務官または登録簿を管理している授権者の署名が付いた諸規制の規定を実施する目的において保管されている登録簿の内容に関する陳述であるとされる文書は、登録簿の内容に関する一応の証拠であることとする。

16. 立証責任

(ある者が) 法令の規定から免除されると主張する場合、その者かかる事実を証明する立証責任を負うことになる。

17. 登録簿から入手した情報の公開

高等弁務官は、自らの裁量により、本法令または諸規制により保管されている登録簿から入手した情報を公開させることができる。

18. 情報を取得する権利

- (1) 高等弁務官または授権者は、諸規制の規定を実施する目的において以下の行為に従事することができる。
 - (a) 雇用許可証の申請者に対し、身分を証明する文書またはその他の文書の提出、宣言、必要であると自らが考えるそれ以外の情報の提供を求めること
 - (b) 人に出頭を命じ、道理の範囲内で必要であると自らが考える質問に答えさせたり、文

書を提出させたりすること

- (2)第(1)項により提出された文書の信憑性または正確さを疑うに足る理由がある場合、高等弁務官または授権者はかかる文書を没収することができる。
- (3)高等弁務官または授権者が、この労働規制法の目的に照らして必要と判断した場合、証言または、法律で定められた宣誓を求めることができ、その宣言の内容が正しいかどうか検証するために、この規制法に基づき高等弁務官または授権者の面前に召喚することができる。

19. 召喚状の形態

第18規制(1)段落(b)項により発行された召喚状は、本書別表にあるASK7書式に従うこととする。

20. 罰金

以下の行為に従事した者は、諸規制に違反したとみなされ、有罪判決を受けた場合は最高1,000リングットの罰金、または最高6ヶ月の禁固刑、もしくは罰金と禁固刑の両方が科せられる。

- (a)第18規制(1)段落(b)項により行われる召喚に応じないこと
- (b)適法な権限または妥当な理由なしに故意に複数の雇用許可証を取得するか、これを所有すること
- (c)偽造された雇用許可証または自らのものではない雇用許可証を使用したり、適法な権限なしにこれを保有すること
- (d)諸規制のいずれかの規定を遵守しないこと
- (e)雇用許可証を違法に発行すること
- (f)高等弁務官の許可を得た場合と刑事手続を目的とする場合を除き、公務員として登録簿、あるいは本法令または諸規制の規定により、またはそれを実施する目的で保管されている名簿または記録に含まれる情報を公開したり、誰かに伝達すること

別表

ASK1 書式

1969 年雇用（規制）（雇用許可証）施行規則 雇用許可証申請書 [規制 2]

注：

正副 2 通記入し、写真 3 枚とともに提出する。該当すれ場合ボックスの中に”X”を記入すること。

Kepada（宛先）、（記入が完了した申請書は最寄りの労働・雇用局に提出すること）
PESURUHJAYA（高等弁務官）、
KEMENTERIANBURUH（労働省）、
KUALA LUMPUR（クアラルンプール）

私儀、_____は、雇用許可証の発行を申請し、本申請書にて私が提供する詳細は、私の知る限り事実であることを宣言いたします。

日付_____

署名／申請者の右手親指指紋の捺印

第一部（BAHAGIAN I）--詳細事項

番号

身分証明書
カードの色

発行者

青	1 <input type="checkbox"/>	西マレーシア	P <input type="checkbox"/>
赤	2 <input type="checkbox"/>	サバ	B <input type="checkbox"/>
緑	3 <input type="checkbox"/>	サラワク	W <input type="checkbox"/>
茶色	4 <input type="checkbox"/>	シンガポール（新規カード）	S <input type="checkbox"/>
その他	5 <input type="checkbox"/>	シンガポール（旧カード）	L <input type="checkbox"/>
		ブルネイ	N <input type="checkbox"/>

漢字

(I.C.に記載されているのと同様の) 氏名 _____

(もしあれば) 別名 _____

住所 _____

(通り)

(町)

(区)

(州)

当局記入欄

シンガポールの I.C.保持者は、西マレーシア居住について記載してください。

1963 年 9 月 16 日より前 1

1963 年 9 月 16 日から 1965 年 8 月 9 日までの間 2

1965 年 8 月 9 日より後 3

性別 :

男性 1

女性 2

人種

マレー系 1

ヨーロッパ系 4

華人 2

その他 5

インド系 3

生年月日 _____ 日 _____ 月 _____ 年

出生国 _____

結婚歴 : 独身 1

既婚 2

国籍：

- | | | | | | |
|---------|----------------------------|----------|-----------------------------|---------|-----------------------------|
| オーストラリア | 1 <input type="checkbox"/> | インドネシア | 6 <input type="checkbox"/> | フィリピン | 11 <input type="checkbox"/> |
| カナダ | 2 <input type="checkbox"/> | 日本 | 7 <input type="checkbox"/> | シンガポール | 12 <input type="checkbox"/> |
| セイロン | 3 <input type="checkbox"/> | 韓国 | 8 <input type="checkbox"/> | 台湾 | 13 <input type="checkbox"/> |
| 香港旅行証明書 | 4 <input type="checkbox"/> | ニュージーランド | 9 <input type="checkbox"/> | 英国 | 14 <input type="checkbox"/> |
| インド | 5 <input type="checkbox"/> | パキスタン | 10 <input type="checkbox"/> | アメリカ合衆国 | 15 <input type="checkbox"/> |

上記以外の場合はここに国名を記入_____

無国籍 16

出入国管理局が発行したパスポートまたはその他の旅行用書類を所持している場合は以下を記入してください。

パスポート／書類番号	発行国	有効期限
------------	-----	------

シンガポール発行のパスポートの場合は以下について明記してください。

通常のパスポート	1 <input type="checkbox"/>	限定付きパスポート	2 <input type="checkbox"/>	身分証明書	3 <input type="checkbox"/>
----------	----------------------------	-----------	----------------------------	-------	----------------------------

第二部(BAHAGINAN II)--マレーシア在住の家族に関する詳細

夫／妻の氏名 _____

身分証明書番号 _____

当てはまらない方を削除。

発行された場所（西マレーシア、サバ、サラワク、またはシンガポール） _____

カードの色（青、赤、緑、茶色、その他） _____

雇用の有無 _____

マレーシア在住の扶養家族に含まれる子供を記載（夫婦ともに雇用されている場合は、夫の申請書にのみ記載すること）。

氏名 生年月日 出生地 （もしあれば） I.C..番号 発行地 カードの色

第3部 (BAHAGIAN III) —雇用とその他の詳細

現在雇用されている

失業中

マレーシア出入国許可証を保有している場合はその種類：

雇用または労働許可証	<input type="checkbox"/>	1	社交的訪問許可証	<input type="checkbox"/>	5
扶養家族許可証	<input type="checkbox"/>	2	ビジネス訪問許可証	<input type="checkbox"/>	6
訪問許可証（臨時雇用）	<input type="checkbox"/>	3	学生許可証	<input type="checkbox"/>	7
訪問許可証（専門職）	<input type="checkbox"/>	4	その他の許可証	<input type="checkbox"/>	8

許可証番号 _____

有効期限 日 月 年

発行当局：

西マレーシア出入国管理局

サバ出入国管理局

サラワク出入国管理局

被雇用者、または雇用される予定の場合は以下について記入すること。

現在の就業先

当局記入欄

予定されている就業先

収入／月給の範囲：

- \$1,200 以上 1
- \$1,000-1,199 2
- \$800-999 3
- \$600-799 4
- \$400-599 5
- \$200-399 6
- \$100-199 7
- \$100-199 未満 8

業種

- 商業 1
- 普通銀行 2
- 製造業 3
- 政府および準政府機関 4
- 植林業 5
- 鉱業 6
- 漁業 7
- 製材業 8
- その他 9

* あてはまらないものを削除。

職種：

- | | | | |
|-----|---|--------|---|
| 管理職 | 1 | 事務職 | 4 |
| 専門職 | 2 | 熟練労働者 | 5 |
| 技術職 | 3 | 未熟練労働者 | 6 |

シンガポールの I.C.保持者は、西マレーシアにおいて最初に雇用された日を述べること。

- 1963 年 9 月 16 日より前 1
- 1963 年 9 月 16 日から 1965 年 8 月 9 日までの間 2
- 1965 年 8 月 9 日より後 3

雇用主または将来の雇用主の氏名と住所：

雇用主または将来の雇用主が政府部局または法定機関である場合は、採用の種について述べること。

- 正規採用 1 臨時採用 2 契約採用 3

申請者の現在の雇用／予定している雇用に関する上記の記載が真実であることをここに証明いたします。

雇用主または授権代表者の署名

日付

署名者の氏名

役職

* あてはまらない方を削除。

当局記入欄

ASK2 書式

1969 年雇用（規制）（雇用許可証）施行規則 雇用許可証申請書 [規制 3]

4 ページ 条件	外側	ページ 1 雇用許可証 (MALAYSIA PERMIT KERJA)
重要		
(a) 本許可証の有効期限は以下の通りとする		
る		
* (i) 2 年間		1. 氏名
* (ii) ____ヶ月。但しそれ以前に取り消されたり停止された場合はその限りではない。		2. 住所
		3. I.C. 番号
		4. 人種
		5. 職業
(b) 本許可証を譲渡することはできない。		
(c) 本許可証は高等弁務官に承認された単一の雇用主または雇用主のグループに関して有効である。		発行地
		発行日 19
(d) 高等弁務官が書面により承認した公務員の要求に応じて提出しなければならない。		料金 \$10
* あてはまらない方を削除。		

内側

2 ページ

許可

2 1/4 x1 3/4

署名／保有者の右親指指紋の捺印

ASK3 書式

3 ページ

雇用主の詳細

氏名

住所

1 回目の変更

2 回目の変更

3 回目の変更

1969 年雇用（規制）（雇用許可証）規制

雇用許可証申請書

[規制 3]

雇用許可証紛失等の報告および代わりの雇用許可証の申請

1. 許可証保有者の氏名 _____

2. 住所 _____

3. 身分証明書番号 _____ 4. 職業 _____

5. 雇用主の氏名と住所 _____

6. 紛失、破損、磨損した雇用許可証の詳細 許可証番号 _____

発行地 _____

発行日 _____

7. 雇用許可証が紛失、破損、磨損した理由について述べてください。

上記にて私が記す詳細は私の知る限り事実であることを宣言し、ここに代わりの雇用許可証を申請いたします。

日付 _____

_____ 署名／保有者の右親指指紋の捺印

ASK4 書式

1969 年雇用（規制）（雇用許可証）規制
[規制 12(1)および(2)]

外国籍従業員の帰国予定日 _____

雇用主の氏名と住所 _____

事業／産業分野 _____

私が提供する詳細は私の知る限り事実であることを宣言します。

日付 _____

雇用主の署名 _____

番号	従業員氏名	職業	身分証明書番号と発行地	雇用された日	性別	国籍と人種	雇用許可証番号と有効期限	備考

ASK5 書式

1969 年雇用（規制）（雇用許可証）規制 [規制 12(1)および(2)]

雇用される外国籍の者の詳細

1. 雇用される者の氏名 _____
2. 住所 _____
3. 身分証明書番号 _____
およびその発行地 _____
4. 国籍 _____
5. パスポート番号 _____
6. 職業 _____
7. 支払われる給料 _____
8. 雇用許可証番号（もしあれば） _____
9. その他の詳細

日付

雇用主の署名

ASK6 書式

1969 年雇用（規制）（雇用許可証）規制 [規制 13]

外国籍の者の勤務の終結、または外国籍の従業員の雇用の停止に関する通知

A. 雇用主の詳細

1. 雇用主の氏名と住所 _____
2. 事業／業種 _____

B. 従業員の詳細

1. 従業員の氏名 _____
2. 職業 _____
3. 身分証明書番号 _____
4. もしあればパスポート番号 _____
5. 雇用許可証番号 _____
6. 終結または停止の理由 _____
7. 備考 _____

日付 _____

雇用主の署名 _____

ASK7 書式

1969 年雇用（規制）（雇用許可証）施行規則 [規制 19]

出頭命令または文書提出命令

宛先：

次の内容について問い合わせをいたします。

また、貴殿はかかる問い合わせの内容に関して実質的な証拠を提供できる可能性が高いと思われま

それゆえに、1969 年雇用（規制）（雇用許可証）施行規則、規制 18(1)段落(b)項により私に授けられる権限により、19 年 月 日 時に_____事務所まで出頭し、かかる問い合わせの一件に関して貴殿がご存じの事を証言するよう、ここに貴殿に命じます。また、_____からの許可を得ることなくそこから立ち去ることはできず、かかる問い合わせに関連する文書の提出を求められることもあります。

19 年 月 日、私の管理により発行された。

雇用担当高等弁務官またはその授権者

1969 年 6 月 28 日作成

労働大臣
(Menteri Buruh)

1972 年雇用（規制）（免除）命令
[P.U.(A)68/72]

1968 年雇用（規制）法第 20(2)節により授与される権限により、国王はここに次の命令を下す。

1. 召喚

この命令は、**1972 年雇用（規制）（免除）命令**と称する。

2. 免除

以下の者は 1968 年雇用（規制）法の規定から免除される。

(a) 外国籍の者で、1963 年出入国規制の規定により発行された雇用または労働許可証を保有する者、および

(b) 外国籍の者で、軍隊に所属する者

3. 取り消し

1969 年雇用（規制）（免除）命令ならびに 1969 年雇用（規制）（免除）命令（第 2 号）をここに取り消すこととする。

作成日：1972 年 2 月 24 日

TAN SRI V. MANICKAVASAGAM,
労働・人的資源大臣

1972 年雇用（規制）（免除）命令（第 2 号）

[P.U.(A)69/72]

1968 年雇用（規制）法第 20(2)節により授与される権限により、国王はここに次の命令を下す。

1. 召喚

この命令は、1972 年雇用（規制）（免除）命令（第 2 号）と称し、1969 年 7 月 1 日に思考されたとみなすこととする。

2. 免除

以下の者は 1968 年雇用（規制）法の規定から免除される。

1955 年雇用法令により定義される家事使用者

作成日：1972 年 2 月 24 日

TAN SRI V. MANICKAVASAGAM,

労働・人的資源大臣